

長浜教務所員役宅整備特別会計に関する内規

- 1 この内規は、教務所員役宅の整備を原則とし、役宅の確保および運用に係る経費の収支を明確にすることを目的とし、教区に長浜教務所員役宅整備特別会計（以下「会計」という。）を設置する。
- 2 この会計においては、役宅（賃貸住宅を含む）使用者の本山住宅手当及び個人負担金並びにその他の収入をもって収入とし、家賃及び諸経費（礼金・敷金等）並びにその他運用に要する経費をもって支出とする。
- 3 この会計の収入及び支出については、教区会及び教区門徒会の通常会に計算書を提出するものとする。

附 則

- 1 この内規は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得た日（平成9年3月28日）から施行する。
- 2 この内規施行の際、従前の長浜教務所員役宅整備特別会計は、この内規による会計とみなす。